

揖斐川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月8日
揖斐川町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本町は岐阜県の最西部に位置し、総面積約803km²、森林面積は町の約91%を占めており、このような中山間地域では、過疎化、高齢化が進み、担い手不足に追い打ちをかけるよう鳥獣被害も年々増加している状況である。本町にはいび茶、沢あざみなどの特産品もあり、ブランド化を推進しており、これら特産品の直売施設の整備や改修も行い、県内外への販売ルートの確保を行っているところである。さらに、岐阜大学との連携協定を締結し、新たな特産品の開発、過疎地域の活性化も図っているところである。このような農業者の高齢化と担い手不足により、農地の管理不足による遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止、解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、揖斐川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とする。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）の基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年2月)	1,750ha	9.0ha	0.5%
目 標 (平成35年3月)	1,750ha	6.1ha	0.3%

【目標設定の考え方】

揖斐川町第2次総合計画前期分の目標数値(△2.9ha)を準用する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下、「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下、「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年2月)	1,750ha	992ha	56.7%
目 標 (平成35年3月)	1,750ha	1,365ha	78.0%

【目標設定の考え方】

岐阜県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の担い手への集積目標である78%を目標数値とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、JAいび川等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

② 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域などの受け手が少ない農地については、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、農地の利用状況に応じた取り組みを推進する。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て岐阜県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (平成30年2月)	8人	2法人
目 標 (平成35年3月)	13人	4法人

【目標設定の考え方】

担い手の高齢化により、離農及び規模縮小する農家が発生することが想定されるため、新規参入の促進は重要である。個人の新規参入者は1人/年以上、法人については、集落営農または個人農家の法人化や町内建設業などからの参入も見込む。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

岐阜県・JAいび川、県農業会議、農地中間管理機構などと連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

今後担い手が不足する地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担うよう努める。